

3 災害対策マニュアルの取扱い

災害対策マニュアルの作成を要請する事業所のうち、第一種製造所においては、危害予防規程に本マニュアルを位置付け、危害予防規程届書（変更）にマニュアルを添付の上、以下の提出期限までに県へ提出すること。

上記以外の事業所については、作成された災害対策マニュアルを以下の提出期限までに県へ報告されたい。

※提出期限：平成27年3月31日

作成にあたっては、マニュアルを実践的に活用できる常備書類として整備し、今後の変更等にも柔軟に対応可能とするよう、危害予防規程の内容に部分的な加筆を行うのではなく、付属書として作成されることを勧める。

第一種製造所以外の事業所においても、同様な考え方により取り扱われたい。

なお、作成された災害対策マニュアルについては、今後の県による立入検査等において整備状況について確認を行う予定である。